

行財政構造改革の推進方針

平成 1 5 年 6 月
北 広 島 市

目 次

1 行財政構造改革の基本的な考え方

(1) 新たな行財政構造改革の基本方針

(2) 行財政構造改革の重点項目

重点項目 1 政策評価の推進

重点項目 2 市民参加・協働の推進

重点項目 3 健全な財政運営の推進

重点項目 4 行政運営システムの改革の推進

2 推進体制

(1) 行財政構造改革推進本部

(2) 推進チーム

3 外部委員会の設置

4 スケジュール

1 行財政構造改革の基本的な考え方

(1) 新たな行財政構造改革の基本方針

近年、地方自治を取り巻く環境はめまぐるしく変化し、市民の行政需要は複雑・多様化するとともに増加の一途をたどっている。

一方、長引く経済の停滞から、市税収入が減少し、国庫支出金や地方交付税の見直しが行われており、地方財政の悪化は避けられない状況にある。

また、地方分権化に伴い地方自治運営を担う自治体の役割が一層増大化して、地域・社会の状況に応じた主体的、かつ、柔軟な都市経営が求められている。

本市においては、平成8年度に「行政改革大綱」を策定し、継続的に改革に取り組んできており、平成13年度には、「行政の責任を全うできる体制」、「市民参加を促進していく体制」及び「時代の要請に的確に対応できる体制」を柱とする『地方分権時代における行政改革の推進方策』を定め、地方分権型行政システムの構築を目指し多様な視点から改革を進めてきたところである。

しかしながら、地方自治を取り巻く行財政環境が急激に変化していく中で、市民の視点に立って、さらなる効率的で効果的な行財政運営を図る必要があることから、新たな行財政構造改革に取り組むこととする。

この改革を実効性あるものとするため、「政策評価の推進」、「市民参加・協働の推進」、「健全な財政運営の推進」及び「行政運営システムの改革の推進」などを重点テーマとして、行財政システム全般についての改革・改善を推進することとする。

また、改革推進のために学識経験者等による「外部委員会」を設置し、専門的な立場から必要な提言・助言を受け、改革を強力に推進していくものとする。

(2) 行財政構造改革の重点項目

重点項目 1

政策評価の推進

目的・成果を重視する行政運営への転換、公開による政策の透明性と説明責任の確保、職員の意識改革・政策形成能力の向上などをねらいとして、計画(Plan) 実施(Do) 評価(Check) 改善(Action)のマネジメントサイクル(PDCA サイクル)の確立を目指す。

具体的には、評価の結果を事務事業の選択や重点化及び改善などに活用するとともに、市民に公表する。

重点項目 2

市民参加・協働の推進

市民との協働社会の実現に向けて、行政施策に対する意見提出手続きなど、市民が行政に参加するルールの制度化や市民活動等への支援や協働のあり方の基本方針策定に向けての検討・整理を行う。

また、市民参加の前提には、市民と行政との情報の共有化が必要なことから、情報施策の充実を図り、積極的に、わかりやすい行政情報の提供や公開に努める。

重点項目 3

健全な財政運営の推進

市民生活に必要な一定の行政サービスの水準を保つためには、財政の健全性を維持することが重要である。このため、市民負担の公平性も視野に入れて財源確保の方策を総合的に検討する。

また、より効率的な行政運営を図るため、コスト意識に基づいた民間経営の改革手法や発想の活用方策を検討する。

重点項目 4

行政運営システムの改革の推進

行政の効率性や質の高度化及び行政需要の変化に対応するための行政運営や、簡素で効率的な行政組織・人員等のあり方について検討する。

また、多様化する市民ニーズや地方分権に対応した行政サービスなど、行政課題に的確に対応できる人材の育成・確保を推進する。

2 推 進 体 制

(1) 行財政構造改革推進本部

行財政構造改革を推進するため、庁内に行財政構造改革推進本部を設置する。

(2) 推進チーム

行財政構造改革に関する重点事項の調査、検討及び推進を図るため次の4つの推進チームを設置する。

政策評価推進チーム

平成15、16年度の2ヵ年で全事務事業の評価を本格実施し、評価の結果を予算編成等で活用する。

また、評価システムの検討、事務事業担当課等との調整、2次評価(案)の作成などを行う。

実施事項及び主な検討事項

1次評価（事務事業担当部局の評価）、2次評価（推進本部の評価）の実施と市民への公開
評価結果の予算編成への活用
評価システムの検証と改善

市民参加・協働推進チーム

市民が行政に参加するルールの制度化、市民活動等への支援や協働のあり方、さらには市民と行政との情報共有化の推進方策について整理・検討を行う。

主な検討事項

市民参加に関する条例の制定に向けた具体的プロセス・手法の整理・検討
NPOやボランティアなどとの協働の指針の策定などに向けた検討
インターネットなど情報基盤整備の充実や、わかりやすい行政情報の提供方法など、行政情報の共有化のあり方の検討

財政健全化推進チーム

財政の健全性維持のための方策について総合的に検討を行う。

主な検討事項

財源確保のための方策や市債発行のあり方など財政の健全性維持のための方策の検討

各種行政サービスや公共施設などの利用に係る受益と負担のあり方についての検討

各種団体や事務事業に係る補助金・交付金のあり方についての検討

民間の資金やノウハウを活用する PFI の導入などの検討

行政運営システム改革推進チーム

行政需要の変化に対応した簡素で効率的な組織機構と職員定数のあり方など、行政運営システム全般について検討を行う。

主な検討事項

行政の守備範囲の検討

簡素で効率的な行政組織の検討

職員定数の適正化や人事制度についての検討

各種事務・手続きなど、行政サービス向上方策の検討

人材の育成手法の検討

3 外部委員会の設置

行財政構造改革全体について専門的な提言や助言を受けるため、学識経験者など5名からなる「行財政構造改革委員会」を設置する。

4 スケジュール

行財政構造改革は、推進方針に掲げる重点項目について、今年度中に集中的に検討を行い、具体的な改革・改善の方向性などを取りまとめるものとする。

ただし、なお検討に時間を要するものについては、16年度において引き続き検討を行うこととする。

検討の結果に係る改革・改善事項については、ただちに実施するもの、平成16年度の実施に向け検討するもの及び平成17年度以降に実施するものなどに区分し、行財政改革プログラムにとりまとめ段階的に改革を進めていくものとする。

〔 体制図 〕

